ベイリーフ通信

2019年10月20日号

台風 19 号の影響により被害に遭われた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。



★CONTENTS★

直近の労働・社会関連記事一覧

★ 10 月より最低賃金が改定されました! ★ ***** p a g e 3

令和元年 10 月発効状況

試用期間中の社員扱いについて

★ ベイリーフの庭から (編集後記) ******** page 4



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. 介護職員の月給者 21.5 万円 (2019/09/23)

介護労働安定センターの平成30年介護労働実態調査によると、月給制で働く介護職員の所定内賃金は21.5万円だった。前年に比べて3,300円、1.5%上昇し、6年連続で改善している。調査対象の全8職種ともプラスとなっており、訪問介護員は3.9%増の20.6万円、サービス提供責任者は1.5%増の23.4万円、介護支援専門員は1.1%増の25.8万円、看護職員は1.6%増の27.6万円だった。時間給者では、介護職員が29円増の985円、訪問介護員が37円増の1,286円と伸びている。

2. 後継者の試行雇用に補助金 (2019/10/07)

中小企業庁は来年度、中小企業の円滑な事業承継に向けて、新たに事業承継・世代交代集中支援事業を開始する。後継者不在の企業における後継者確保・育成を促すため、外部から候補者を試行的に雇用する際の費用を対象とした「承継トライアル補助金」を新設。経営者交代後の設備投資などを支援する「事業承継補助金」も見直し、新規事業への参入などを伴う場合の補助率を手厚くする。このほか、企業に対する事業承継計画策定の支援や専門家派遣を強化する方針だ。

3. 関西のスーパー・元顧問社労士らを送検(2019/10/14)

大阪労働局(井上真局長)はいわゆる労災かくしを行ったとして、「スーパー玉出」の元顧問社会保険労務士ら計2社2人を、労働安全衛生法第100条(報告等)違反の疑いで大阪地検に書類送検した。業務中に労働者が負傷し4日以上休業した2件の労働災害について、労働基準監督署に遅滞なく報告しなかった。同社労士は10年前にもスーパー玉出の労働者1人に違法な時間外労働をさせた疑いで、淀川労基署から送検されている。スーパー玉出は昨年運営会社が変わり、現在同社労士らは経営にかかわっていないという。

4. 企業規模要件は撤廃を (2019/10/14)

被用者保険の適用拡大へ向け企業規模要件の撤廃を——厚生労働省は「働き方の 多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」の検討結果を明らかにし、被用者 として働く者は被用者保険に加入するのが基本との方針を示した。現在、義務的な 適用要件となっている企業規模「501人以上」については、「撤廃すべきもの」と 考え、対象を拡大していくよう提言した。これに対し、月額賃金「8.8万円以上」と する賃金要件の見直しは、緊急性の程度を念頭に検討すべきとしており、消極的で ある。

★今年も 10 月より最低賃金が改定されました!★

今年も引き続き都道府県別の最低賃金が、改定されました。

引上げ額の全国加重平均は27円となり、4年連続での大幅引き上げとなっています。

関東近隣の最低賃金一覧

| 都道府県 | 最低賃金時間額 | 発行年月日 |
|------|------------|---------------|
| 千葉県 | 923 (895) | |
| 東京都 | 1013 (985) | |
| 神奈川県 | 1011 (983) | 令和元年 10 月 1 日 |
| 埼玉県 | 926 (898) | |
| 茨城県 | 849 (822) | |

千葉、東京、神奈川、埼玉と関東は、引き上げ28円のAランクです。 とうとう1,000円のラインを突破した東京、神奈川、今後もさらに上昇傾向は続く 予想です。

最低賃金を守らない場合は、罰金が科されます

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を 支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければ なりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を



pixta.ip - 7033187

労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、 最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。そして、地域別最低賃金額以上の 賃金額を支払わない場合 には、罰金(50万円以下)が定められています。 知らぬ間に最低賃金を割っていたとならぬよう、毎年確認が必要ですね。

社員の賃金に関して相談したい方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

・・・・ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ **労務管理上**の Q&A こんな時あんな時 ★

第95回

試用期間中の社員の扱いについて注意点は?

Q、当社では、試用期間を1か月と定めて 運用しております。

今回採用した社員の様子について、まだ 不安が残るため、期間の延長はできますか? また、適正について試用期間中であれば、 いつでも解雇できますか?



A、就業規則又は雇用契約書に試用期間の延長ルールの記載があれば試用期間を 延長させることは可能です。

「期待した成果が出ておらず、もう少し様子を見たい」と考えた場合には、就業 規則や雇用契約書の内容を確認しましょう。延長ルールの記載がない場合は、 個別に同意をとる必要があります。

また、解雇について試用期間中は、本採用後により解雇が認められやすいですが、いつでも解雇ができるわけではありません。

そのため、解雇に相当する客観的・合理的な理由がないと解雇権の濫用で解雇 無効となります。

能力不足で解雇を行う場合は、会社の指導、教育が充分なされた上の結論か? 考慮しましょう

就業規則に具体的な事例を列挙しなければならず、列挙された理由のみ、解雇 理由とすることができることにも注意が必要です。

★ベイリーフの庭から★

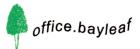
編集後記

再び、台風被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

台風 15 号よりさらに甚大な被害を捲き起こした 19 号、本当に風、雨と自然の脅威には一溜りもありません。今回は都市部の被害もありましたが、いつも心を痛めるのは地方の状況ですね。

今は、悲嘆に暮れる毎日でも、いつかは立ち直る人間の心の治癒力を信じましょう。

発行・制作・・・・



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853 千葉市中央区葛城 3-7-30 TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

http://www.officebayleaf.com